

令和2年度第4回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：令和2年11月10日（火）

午後2時30分から午後4時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会

（司会）

本日はお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。本日の審議会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事務局職員につきましてはマスク着用のまま対応させていただきますので御了承ください。委員の皆様におかれましてはマスクの着用にご協力をお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第4回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会させていただきます。本日は、若生委員から所要により欠席する旨の御連絡をいただいております。あわせて堀川委員からも急遽欠席の旨の御連絡をいただいております。また、今野委員におかれましては所要により若干遅れて参加する旨の御連絡を頂戴しております。あわせて西出委員につきましては本日もオンラインで会議に出席していただいております。

よって、本日の委員会は委員の半数以上が出席しておりますことから、成立することを御報告させていただきます。なお、本日は傍聴される方はいらっしゃいませんが、本委員会は公開することとされております。また、議事録についてですが、後日皆様に内容を確認させていただき、公開することとしておりますので、御協力をお願いします。

なお、お願いがございます。御発言の際には、マイクを使用して御発言いただきますようお願いいたします。その際には、係の者がマイクを席までお持ちしますので、そちらをご利用ください。発言が終わりましたら、マイクは係の者にお渡し願います。マイクは都度清掃の上お渡しいたしますのでお手数ではございますが委員の間で直接手渡すことはお控えくださいますよう御協力をお願いいたします。

2 挨拶

（司会）

それでは、当委員会の開会に当たりまして、宮城県環境生活部次長の佐々木より御挨拶を申し上げます。

（佐々木環境生活部次長）

皆様こんにちは。本日は、お忙しいところ宮城県民間非営利活動促進委員会に御出席いただきましてありがとうございます。朝晩めっきり寒くなってきたところでございますけれども、委員の皆様がたには、日頃より多大なる御協力、御尽力をいただいておりますことに改めて厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の関係になりますが、本県の新規感染者数は、昨日は久しぶりに一桁の7名という、最近では7名でも驚かなくなってしまうところですが、それまでは約二週間、二桁できていたというような状況でございます。実際にクラスターが発生したりですね、高齢者の方の感染者数が増えてきているというような状況にありまして、昨日の知事の定例記者会見においても、緊急の警報を発令させていただいたという、まだまだ予断を許さない状況でございます。そういった中で、引き続き皆様に御理解、御協力をいただきながら、感染防止対策を徹底いたしまして、新型コロナウイルス

感染症対策に県といたしましても取り組んでまいりたいところですので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、9月に開催いたしました前回の会議では、次期基本計画の中間案について御審議いただいたところでございます。その際は委員の皆様から様々な御意見を頂戴いたしました。また先月、10月に開催いたしました有志での意見交換会におきましても、更に基本計画に盛り込むべき内容についての御意見を頂戴したところでございます。

本日の委員会では、これまで皆様から頂いた御意見をできる限り反映させ、前回から修正いたしました中間案について御議論いただき、改めまして忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様には、引き続き宮城県のNPO活動の促進につきまして、御協力をいただけますようお願い申し上げます。

(司会)

本日御出席いただいております委員の皆様及び事務局の職員につきましては、紹介を名簿の配布にて代えさせていただきますので御了承願います。なお、大変恐縮ではございますが、次長の佐々木は公務の都合によりこちらで退席させていただきたいと存じますので、どうぞ御了承願います。

それでは、議事に入る前に事務局より一点お願いがございます。本日これから審議会の場で様々な御意見を頂くこととしておりますが、本日の会議中にお時間の都合などでお話をいただけなかった点やその他基本計画の改定に係る御意見、御質問、お気づきの点などございましたら、大変恐縮ではございますが、12月10日まで、12月10日木曜日までに事務局宛てにお知らせをいただきますようお願いいたします。今回審議会にて頂きました御意見、その後頂戴いたします御意見につきましては、基本計画の最終案の策定作業の中でそちらの反映に努めさせていただきますので、予め御承知おきいただければと存じます。

それでは次第に従いまして議事に入らせていただきますが、委員会運営要綱第4条により、会長が議長となりますので、ここからの議事進行につきましては、石井山会長にお願いしたいと存じます。石井山会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議 事 (1)

(会長)

皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。いよいよパブリックコメントということになります。もちろんそれを受けて更に修正を重ねていくことになるのですが、その手前の資料について吟味するというのが今日の一番のねらいということになります。それでは議事(1)、「宮城県民間非営利活動促進基本計画の中間案について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局の佐藤です。前回9月13日に開催いたしました第3回会議に引き続き、第5次基本計画の中間案について御審議いただきたいと存じます。本日お示しいたします中間案については、前回会議の際に頂きました御意見と、先月の21日に開催いたしました任意参加の意見交換会の際に頂きました御意見等を踏まえ修正しております。

それでは、中間案について、資料1、資料2、資料3にて御説明いたします。まず、資料についてでございますが、資料1 A3横、1枚ものですが、中間案の概要をまとめたものとなっております。資料

2, A4ホチキス止めのものでありますが、これまでの御意見等を踏まえさせていただきながら事務局で修正等を行いました中間案です。そして、資料3, A3横ホチキス止めのものでありますが、中間案と現行計画の新旧対照表となっております。

前回の会議でお示ししておりました、中間案からの変更点について御説明いたします。まず、全体的な変更点といたしましては三点あります。資料2を確認していただければと思いますが、一点目は、番号の振り方の変更です。前回までは大きいほうから、1章, 1, (1), ①, イロハの順に振っておりましたが、体系が分かりやすくなるよう、章の次に節を入れ、イロハを数字に置き換えて全部振り直しを行いました。二点目ですが、現行計画では図表を巻末の参考資料のところにまとめて掲載しておりましたが、参照しやすくするため、本文の関連する箇所に図表を入れ込みました。三点目ですが、用語説明については、文中に記載しておりましたものをそれぞれのページの下部に移動させて記載することといたしました。全体的な変更点は以上です。

それでは、章毎に御説明いたします。資料3を御覧ください。資料3ですが、左側が中間案、右側が現行計画となっております。現行計画から変更になっているところに下線を引いております。また、前回お示しいたしました案から変更した部分は、左側の中間案の内容に着色をしております。

1ページ、「第1章 基本計画の改定に当たって」でございますが、「第2節 改定の趣旨」の部分について、文章を修正しております。主に修正したところですが、「創造的な復興」についての説明を追加いたしました。また、新型コロナウイルスに関する記述のところ、「令和2年に流行し」と記載しておりましたが「令和2年に国内での感染が明らかとなった」と表現を変更しております。

次に1ページの下から3ページに記載しております「第4節 基本計画におけるNPOのとらえ方」についてですが、「基本計画の対象」から記述した方が分かりやすいのではないかとということで、内容・文章は大きく変更しないものの、記載順を変えたり図を入れたりなどして進めておりましたが、前回わかりにくい、図があることで混乱を招くというような御意見がありましたことから、現行計画と同じく「1 NPOとは」をはじめに記載し、「2 NPOの特徴」、「3 基本計画の対象」という順に戻しました。

2ページを御覧ください。「2 NPOの特徴」の「(2) 市民による自発性が原動力である」の部分については、右側の現行計画の記載「ロ」のところと比較していただきたいのですが、文章がわかりにくいところがあったため、見出しと記載内容の主語を「自発性」にして、文章を修正しております。また、意見交換会の際に、このNPOの特徴の中に、「社会を変革する主体」としてのトーンを入れ込んでどうか」という御意見を頂きました。御意見を踏まえさせていただきまして「(4) 行政や企業等から独立した意思決定をしている」の文章中に、「また、ソーシャルセクターの中心的存在として、公共領域における行政や企業の機能を補完し、社会を変革する役割を担っています。」という記載を追加し、そして(5)のあとの段落、「以上のような」からはじまるまとめの部分の最後に、資料の3ページの上の網掛け部分ですが、「NPOは社会をよりよい方向に変革していく主体としての役割も大きくなっています。」を加えました。

続きまして第2章ですが、3ページを御覧ください。「第1節 NPOを取り巻く現状」の「1 地域コミュニティの希薄化」では、希薄化だけではなく、被災地においてはこれまでの地域コミュニティの崩壊と新しい環境でのコミュニティの再構築が課題となっているところを追記しております。

「2 社会的・公益的な活動の担い手の広がり」につきましては、中身は大きく変更してはおりませんが、前回「働く男女」という記載を「就業者」としましたが、さらに「働く人たち」に修正しております。また、前回、「アクティブシニア」という記載を「多様な人々」に、「若い世代においても」という記載を「様々な世代で」と修正したのですが、文章を読むと、それぞれ「高齢者」であったり、「若い

世代」を指しているものであったため、それぞれ修正を行っております。また、記載の順番といたしまして、まず、主体の広がりがあるということで、一般社団法人、一般財団法人そして企業に広がっているところを申し上げてから、ワークライフバランスの観点からということで、プロボノの記載しております。

続きまして4ページの「4 東日本大震災を契機とした災害等に対する意識の高まり」についてですが、3段落目の、「有効性・必要性が再認識されました」の部分ですが、前回は「広く認識されました」としていましたが、阪神淡路大震災を踏まえて再認識されたということで、現行計画の表現に戻しました。続いて、東日本大震災以降もいろいろな被災地で多くの方々が経験を生かして取り組んでいるということにつきましては、文章を整えました。

次に5ページの「5 SDGs達成に向けた取組の広がり」については、17の目標と記載しておりますが、「17のゴール、169ターゲット」と、こちら県の新・宮城の将来ビジョンの記載に合わせて修正いたしました。また、NGOの用語説明を文中に加えました。

次に「6 新型コロナウイルス感染症による社会の変化」ですが、表現等を改めました。新しい生活様式を取り入れるということと、働き方のスタイル変わってきていること、私たちの生活意識や行動の変化が求められているということに加えて、最後の文章を追加しております。前回は、「NPOにおいても活動の継続に大きな影響を受けてきています」となっていたのですが、大きな影響を受けるとともに、社会の変化に応じた活動が求められていること、変化の中でも、様々な分野での社会的課題やニーズに対応するNPOの役割はますます重要となっており、その活動を継続するための支援も求められていることを加えております。

続きまして6ページを御覧ください。「第2節 宮城県におけるNPOの現状と課題」についてですが、実態調査等についての図や表を挿入するとともに、前回H25年度調査と今回H30年度調査の比較部分の記載を増やしております。また、調査等から見えてきた課題等の記述がなかったので、追加して記載しております。「1 東日本大震災からの復興とNPO」では、その課題についての記載を、8ページに書き込んでおります。

8ページを御覧ください。8ページの真ん中の網掛け部分ですが、「NPOの現場目線や柔軟性、機動性といった強みを生かした活動は、被災者支援において重要な役割を果たしてきましたが、復興の進捗状況に地域差が出ていること、地域や被災者個人の課題が多様化していることから、今後もNPOによるきめ細かいニーズ把握や取組が必要とされています。」とまとめの記述を入れております。

次に9ページからの「2 宮城県内のNPOの現状と課題」についてですが、まとめとして14ページの下のところになりますが、「これらのことから、多くのNPOが多様な主体と様々な形態で協働しながら活動している実態が明らかになり、NPO活動における協働の重要性を確認することができます。一方で、協働を進めるためには、団体の組織運営や資金調達などの基盤強化へ向けた取組や、それらを支援する体制の構築が求められています。」と、施策と事業に繋がるような記述を追記しております。

次に15ページ、「3 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題」についてですが、県内NPO支援施設の配置図を挿入しております。また、現状と課題の記載を整理しました。

続きまして17ページの「4 宮城県の施策の現状と課題」ですが、文言整理や表現等については説明を割愛させていただきますが、18ページの「(2) 活動資金の支援」について、前回は、絆力ですとか心の復興と、当課が所管している補助金について記載していましたが東日本大震災の復興支援活動全体として大きく捉えた形に修正し、必要となる活動資金の支援を行っているという表記にいたしました。また、復興に向けては中長期的な取組が必要とされており、引き続きNPOに大きな期待

が寄せられているという内容で記載しております。課題としましては引き続き活動資金の支援を継続できるように検討していく必要があることと、資金調達を支援するような取り組みについて推進する必要があることを記載しております。「(3) 県税の優遇措置」ですが、こちら以前は、県税の課税免除ということで、簡単に書いておりましたが、もう少し詳しく記載することとし、また、課税免除だけではなくて、認定NPO法人の寄付金控除もございましたので、優遇措置というふうにタイトルを改めました。また、課題については、課税免除の件数について大きな変化はないのですが県税の課税免除は定着しており財政支援としては一定の効果があるのではないかと考えていること、そして、寄付金控除のことにつきまして広く周知されるように情報発信が求められることを記載しております。

19ページを御覧ください。「(4) 県有遊休施設等の有効活用によるNPOの拠点づくり事業」では、貸付を行っている施設の配置図を挿入しております。また、前回ここでは事業そのものの見直しの検討が必要だというような課題を記載しておりましたが、そうすると後ろの施策と事業に繋がらないという御指摘とNPOの活動場所に関しての支援を継続していく必要があるという御意見を頂きましたので、繋がるような記述にして変更しております。課題としては、新たに貸付できる施設の確保が課題となっているということと、県が所有する施設に限りがあるため、市町村においてもNPO活動の拠点づくりに取り組むことが期待されるというところを記載いたしました。

次に「(5) プロボノによるNPOの支援・運営基盤強化」、19ページから20ページになりますが、現状の部分に、普及啓発の理由を追記しております。NPOの活躍が期待されているものの、人材不足や資金の獲得が課題になっているということで、運営基盤を強化が必要となっているため、プロボノの普及啓発を進めていますということを追記しました。また、課題のところ、「プロボノはNPOの運営基盤強化としてだけでなく、企業や行政にとっても人材育成に有効だと言われていますが、一部の企業除いてはまだ普及しているとは言えません」を追記いたしました。そして、「社会人が自身のスキルやノウハウを地域社会に還元するだけでなく、様々な地域課題に取り組む人々と出会い、共に活動することで、ネットワークが生まれ」というところを強調して記載しております。「(6) NPOとの協働」を御覧ください。はじめの部分に「NPOは行政の主要なパートナーであり、庁内の多くの部署で、NPOとの連携・協働による事業を展開しています。」という旨を追記しました。また、協働の種類を追加しております。

21ページを御覧ください。「(7) 宮城県NPO活動促進庁内連絡調整会議等の設置」では、課題のところ前回ただ「県とNPOの協働を推進するため有効に活用する必要があります」という表記でございましたので、理由を追加し「県とNPOとの協働実績の件数が伸び悩んでいることから、NPOパートナーシップ推進員を中心に協働の内容の検証を行いながら、全庁的な協働の推進に取り組んでいく必要があります。」という表記に改めました。

続きまして21ページ下段の「5 市町村の施策の現状と課題」ですが、こちらにつきましても、本文中に図や表を挿入しております。25ページを御覧ください。25ページの上の方になりますがまとめとして「行政とNPOとの協働がこれまで以上に重要となる中で、市町村においても、地域課題の解決に取り組むNPOとの協働を推進することが必要であり、県は、市町村に対し、積極的に市町村がNPO活動促進施策を進めるための情報提供をするとともに、市町村と連携しながら協働を推進していく必要があります。」という記載を追加しております。

次の「第3節 NPOに期待される社会的役割と可能性」についてですが、3番目の項目を新しく追加いたしました。「3 新たな社会的課題に先駆的に対応するNPO」です。この、先駆的に対応するNPOの項目につきましては、意見交換会後に御意見を頂き追記したところでございますが、NPOの持つ柔軟性と機動力による先駆的・創造的な取組が行政や企業での取組を変える役割もあり、コロ

ナ禍での新しい活動も期待されることからこの部分に追加いたしました。第2章部分については以上になります。

次に27ページを御覧ください。「第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等」についてですが、「第1節 基本計画の見直しの視点」についてですが、前回から記載順を変更しております。「1 東日本大震災からの復興支援とその他の災害等への対応」は、前は4番目に記載しておりましたが、1番目に順番を変更しました。「2 みやぎNPOプラザの機能の再検討」については、集約複合化の方針案を具体的に記載しておりましたが、基本方針の趣旨を明記し、老朽化した施設の集約・複合化によって施設において重複や類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指すこととされたという記載を追記しました。また、県内全域の効果的なNPO支援体制の検討が必要となっていることを追加しております。

29ページを御覧ください。意見交換会後の御意見を踏まえ今回新たに基本計画の見直しの視点に6番目の項目として「6 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対応」を追加いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった時代の転換点に直面する中でICTを活用したオンラインでの会議や講座などデジタル化の進展による様々な交流の可能性が広がる一方で、対面でのサービスの提供や支援に支障をきたすという状況が生じていること、新たな社会変化を踏まえたNPO活動の在り方やその支援の手法について検討していくとともに、NPOが取り組む新たな社会的課題の解決に向けて、行政をはじめとする多様な主体との協働の推進が求められていることについて記載いたしました。

次に「第2節 基本計画における基本理念」ですが、基本理念について30ページを御覧ください。前回、「NPOが多様な主体と相互の信頼をはぐくみ」としておりましたが、「NPOが」とすると、NPOだけの主体に取れるというような御意見がありましたので、「NPOと多様な主体が」と、「と」と「が」を入れ替え「NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。」と修正しております。

第3節の基本方針では、基本方針1と基本方針2を大きく変更いたしました。前は基本方針1が、「NPO活動への理解と参加の促進」、基本方針2が「持続的発展に向けたNPOの基盤強化」そして基本方針3が「多様な主体とのパートナーシップの確立」としておりましたが、基本方針1と2について、次の第4章からの施策の柱及び施策と事業が対になるようにもう一度整理し修正いたしました。

基本方針1としまして「持続的発展に向けたNPOの基盤強化」とし、その内容については「NPO活動に対する社会の関心を高め、理解と参加を促す情報発信を行います。また、NPOが継続的に運営され、発展的に活動していくために、NPOの組織運営、資金調達などの基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を支える人材育成の支援やNPO活動の拠点の確保を推進します。」としまして、前回の基本方針1と基本方針2の内容が入っているイメージです。

基本方針2としまして「NPO活動を促進する体制の整備」とし、内容は「NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進します。また、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築します。」としまして、みやぎプラザの機能ですとかNPO支援施設の強化というところをイメージした基本方針になっております。

続きまして、32ページ、「第4章 施策と事業」についてですが、32ページを御覧ください。それぞれの基本方針に対する施策の柱がわかるように記載をいたしました。「基本方針1 持続的発展に向けたNPOの基盤強化」の施策の柱としまして、「施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します」、
「基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備について」の施策の柱として「施策の柱2 NPO

支援施設の機能を強化し、連携を推進します」,「基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立」として「施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します」としています。

施策と事業については全体を資料1にて御説明いたします。資料1を御覧ください。資料1の右側の第4章のところを御覧ください。「第1節 基本方針1 持続的発展に向けたNPOの基盤強化」に対応する「施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します」についてですが、「1 NPO活動への社会の理解と参加促進」と「2 NPOの人材育成と財政的支援」の項目で施策をまとめております。「1 NPO活動への社会の理解と参加促進」では、「(1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進」と「(2) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供」,「(3) NPOによる情報公開・情報発信への支援」の内容となっております。「2 NPOの人材育成と財政的支援」では、「(1) 人材の育成等」,「(2) 財政的支援制度の充実」,「(3) NPOが必要とする情報の発信」,「(4) 認定NPO法人への移行促進」の内容となっております。

続きまして「第2節 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備」に対応する「施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します」では、「1 みやぎNPOプラザの機能の充実」と「2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化」の項目で施策をまとめております。そして「1 みやぎNPOプラザの機能の充実」では「(1) 基盤整備機能」,「(2) 広域的促進機能」,「(3) NPO主体の運営」の内容,「2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化」では、「(1) 地域のNPO支援施設の機能の充実と連携」,「(2) 中間支援組織への支援」の内容となっております。

続きまして「第3節 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立」に対応する「施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します」では、こちらは前回から変更ありませんが、「1 NPOと行政との協働の推進」,「2 NPOと多様な主体との協働の推進」,「3 SDGsを意識した活動の促進」,「4 復興活動における協働, 防災, 新たな災害や感染症等に備えた体制構築」の項目でまとめております。第4章の構成については以上のようにまとめなおしました。

資料3に戻りまして、第4章について前回からの変更した部分を御説明いたします。資料3の32ページを御覧ください。32ページですが、施策の柱1の「1 NPO活動への社会の理解と参加促進」の「(1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進」の部分についてですが、今回は「ボランティア文化の醸成」ということでボランティアだけの記載でしたが、寄附もボランティアの一部であるという御意見を頂きましたので、寄附も含めた表現に修正しております。また、意見交換会やその後に頂きました御意見を反映し、ボランティアにおける人的交流の促進という視点も追加するとともに、ボランティアや寄附を受ける側の情報発信、ボランティアや寄附を受けたことを報告するという意識向上が必要であるという御意見を頂きましたので、前回の中間案では後段の部分を「受け入れる側の意識向上や体制の整備を進めます」としておりましたが「受け入れる側についても、情報公開の責任を果たすため、ボランティアや寄附に関する事項などについての積極的な情報発信や情報公開に関する意識向上や体制の整備が求められていることから、それらを促進する取組を進めます。」と強めた表現になるよう追加しております。次の「(2) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供」では、SNSやICTの用語説明を加えております。

続きまして、34ページを御覧ください。「(2) 財政的支援制度の充実」の「③財政基盤強化のための事業創出の支援」のところの記載になりますが、クラウドファンディングやファンドレイザーの活用のところをファンドレイジングについて追加いたしました。意見交換会にて、クラウドファンディングとは資金調達の手法であり、社会的課題について周知を広め資金を調達するファンドレイジングを前面に出すほうが良いとの御意見を頂きましたことから、ファンドレイジングについて追加し「NPOが捉える社会的課題に対する理解を広げ、市民からの共感や協力を得ながら効果的に事業を展開

し、継続的な収入を獲得するファンドレイジングについて、事業計画の立案やクラウドファンディングなどの手法を習得するための講座及びファンドレイザーを活用した財政基盤を強化するための取組を実施していきます。」と記載を変更いたしました。また、それにとまなないまして、用語の解説もファンドレイジングを追加しております。

次に、35ページになりますが、第2節、基本方針2に係る施策の柱2の「1 みやぎNPOプラザの機能の充実」の「(1) 基盤整備機能」, 「①情報収集・提供機能」のところのみやぎNPO情報ネットについて必要に応じて改修する旨を記載しました。下の方にいきまして、「(2) 広域的促進機能」については、次の36ページの部分になりますが、県全域のNPO活動を支援するための在り方などを検討する必要があるのではないかという御意見を頂いておりましたので、「さらに、県内全域のNPO活動の促進を図るため、効果的なNPO支援体制についての検討を進めます。」という記載を追加いたしました。第4章については以上です。

次に40ページからの第5章についてですが、「第5章 基本計画を推進するための体制づくり」、第2節の「1 新・宮城の将来ビジョンにおけるNPOの位置付け」については、新・宮城の将来ビジョンの最終案が示されましたので、最終案の内容に更新をしております。41ページの2行目において、連携のところに協働が追記されましたので、そちらを反映しております。続いて「2 NPO活動の促進のための情報共有と推進体制の整備」についてですが、意見交換会の際に「ICTを活用することについては記載されているが、ICT支援体制について、みやぎデジタルファースト宣言があったことに触れながら、ICTの中間支援施設や相談窓口などの体制整備に繋がるような記載を入れてほしい」という御意見がありました。ICTの支援体制については県庁の体制整備をこれから進めていくということですので、「また、令和2年9月に決定した「みやぎデジタルファースト宣言」に基づくデジタル化の推進など、時代の変化を捉えた新しい取組について県庁内での体制整備を進め、NPO活動支援の施策につなげるよう努めます。」の文章を追加いたしました。

中間案の説明につきましては以上でございます。忌憚のない御意見を頂戴したいと存じます。

(石井山会長)

どうもありがとうございます。非常に膨大な中身を丁寧に御説明いただいたかなというように思います。最初に確認しましたように、今日、もんだ中身をですね、全部は反映できないのですけれども、反映させていながらパブコメにと、そういう流れですね。そしてパブリックコメントで、得られた意見と、我々の今日の意見も含めて、今後リライトしていく。そういう流れです。ですのでできるだけ今日も多角的に御意見を頂きたいと思っています。

どうでしょうか、事務局のほうからおそらく多くの意見がありながらも十分反映できなかった、場合によっては反映したけれどもこういう表現で良いのかということ、躊躇していらっしゃるようなところもしかしたらあるかと思しますので、そういった御意見が事務局からありましたら、それをひっくるめて議論したいと思うのですけれども。どうでしょうか、事務局から今の段階で。

(事務局)

事務局の八巻でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。意見交換をいただきまして、御意見いただきましてありがとうございます。その後事務局で調製をしておったのですけれども、まだすべての御意見を反映できていない状態で中間案をお出ししている状況ですのでその辺どうぞ御容赦いただきますようよろしくお願ひいたします。資料2の2ページ、3ページを御覧いただきたいのですが、NPOの特徴のところはまだ悩んでおまして、意見交換会の際にはここに先駆性を入れてはど

うかという御意見もありましたが、その点は反映できていないので、この先駆性を特徴に加えるということを悩んでいることと、それから、(4)のところに追記させていただきました、「社会を変革する役割を担っています」というところ、「ソーシャルセクター」、ここの用語の定義などまだ入れ込むことができないでおりましたので、この辺で悩んでいるところでございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。計画の中身というよりもNPOの前提となる認識のところ、NPOの定義が毎回この計画には入っているのですけれども、改めて見直したほうがよいのではないかとということで確認しておりました。ソーシャルセクターという言葉で社会変革性を説明するとよいのではないかとアイデアは高浦先生と西出委員に御助言いただきながら進めておりました。少しそのあたりをコメントしていただいてもよろしいですか。

(高浦委員)

高浦です。事務局で文言を精査いただいて丁寧に取りまとめていただいたなという印象を持っております。御指摘いただいておりますソーシャルセクターですね、たまたま慶応大の先生と一緒にそういったテーマの本を書いている、思わずその言葉が出てきたという感じなんです、後でも出てくる市民セクターっていう用語に置き換えていただいてもいいのかなと。市民セクターの中心的存在としてのNPOっていうような表現も基本計画にあったかと思しますのでそれに置き換えていただいても結構ですし、あるいは、研究者の間で、議論している中でですね、一応メールで直前にメールで事務局の皆さん、石井山先生含めてお送りしていたのですが、例えばこういう書き方があるかなってことで、「市民自らが主体的に社会課題に向き合いその解決に向けて、立場を超えて取り組む集合的な組織、行動プロセスの総体」、ちょっと固い表現なんです、具体的に活動を担う主体としては、NPOやNGO、社会起業家、ボランティア、プロボノなどがあげられると、そんなところですので、市民セクターやボランティアセクター、サードセクターなど色々な表現がある中で最近よく使われるソーシャルという、こう繋がっていくっていう色々な立場を越えて繋がり合うというですね、そこを強調したような表現にはなっております。

(石井山会長)

ありがとうございます。もし西出委員から追加でコメントを頂ければと。

(事務局)

西出委員からのチャットがはいっております、マイクの調子があまり良くないということで、私のほうから代読させていただきたいと思います。

前回の委員会で布田さんの意見を受けて中川委員が発言された地域円卓会議は計画に入っていますか、よろしければ、マルチステークホルダープロセスを通じた地域円卓会議も、5章、協働推進体制の新たな仕組みとして取り上げてはどうでしょうかという御意見がありました。

(石井山会長)

もう一回確認ですけども地域円卓会議については、全体の中で言うと、どこの部分に位置付けて施策化出来るのか、御提案はございますか。

(事務局)

はい、まだ施策と事業のところには具体的に地域円卓会議ですとか、協働コーディネーターといったフレーズは記載していません。といいますのは、そこまで出来るかどうか、今の時点で検討が必要で、必要性は十分承知しておるんですけども、まだ、施策と事業に具体的に記載するかというところまでの検討ができていないので、事務局の思いとしましては、資料2の35ページの、みやぎNPOプラザの機能の充実のところの、(2) 広域的促進機能があるのですけれども、その中の一番最後のフレーズに、さらに、というところがございまして、「県内全域のNPO活動の促進を図るため、効果的なNPO支援体制についての検討を進めます」というところの検討の中身として、地域円卓会議ですとかコーディネーターの活用ですとか、各地域における支援体制についての検討ですとかそういったものを今後の5年間で検討していければと思ひましてここに記載させていただいております。

(石井山会長)

分かりました。つまりまだ施策化する勇気がないものについてはこの中に踏み込めていないということでしょうか。その中の一例が円卓会議ということで、入れるとするとこの場所かという御提案だったのでですけども、西出委員の御発言というのは、地域円卓会議について採用してはという強い御希望を出していただいたと。ソーシャルセクターについても追加でお話をいただきたいところなのですが、難しいでしょうか。

(事務局)

少々お待ちください。

(石井山会長)

それでは、先ほど高浦委員からサードセクターという話を出していただいたので、まさに我々がセクター、部門という形で考えるとすれば、いわゆる第一セクターとしての行政と、第二セクターとしての企業と、そうではない新しい部門だということで、サードセクターという言葉でNPOを表現していたということですけども、ソーシャルセクター、つまり社会部門で見た場合、ソーシャルセクターではない部門としては何が想定されるのか。特に行政とソーシャルセクターはどのように再定義されることになるのかということについて教えていただければよろしいでしょうか。

(高浦委員)

確かに行政は少なくとも中心的な位置はとらないかと思いますが、一般企業でもCSRを通じて社会貢献するとなるとソーシャルセクターの担い手というふうにもなるので、行政機関もそういったパートナーシップの関係の中で、幅広くですね、この部門で活躍していける、そういう認識でよろしいかと思ひます。市民というのが主体となる概念ですので、市民が個人で活動すればボランティアとなったり、企業の方ではプロボノとなるし、市民が集まってNPOを作るということもある、市民が中心の概念というふうに見ていただければと。なので、市民セクターと言い換えすれば良いのではないかと思ひます。

(石井山会長)

ありがとうございます。

(事務局)

西出委員からですが、NPOやNGO、社会的企業、社会的企業を含めたセクターで、非営利セクターよりも広い概念ということで理解しているとのことでした。

(石井山会長)

西出委員の状況は如何ですか。

(事務局)

少し音が割れている状況のようです。質問をこちらからチャットで送って、それに答えていただくというような、状況になっています。

(石井山会長)

しかし、質問に明快に答えていただいております。では、比較的この委員会では長く大学に籍を置くこの三人で、この文言について整理しながら定義の部分を練り上げていくことにしたいと思います。では、それ以外どのような観点でも結構です。よろしくお願いいたします。

(中川委員)

中川です。中間案を作っていただいて事務局の方ありがとうございました。項目とか方向性とか、再考していただいて良い方向になっているかと思います。用語的なところですが、資料3の30ページですが、「持続的発展」というところが非常に気になったのですけれども、NPOを支えてくださることはありがたいのですけれども、基本方針1はすごく大きな柱になっているのですが、発展しなきゃならないのかもしれないですけどもその中身を見直す、むしろ、例えば解散をしていくとか、新たな事業領域に乗り換えるとかそういった柔軟な対応も必要になってきているので、私が富県躍進的な感じではないということもあるんですけども、持続的発展ではなくて、せつかく基本理念のところ、
「しなやかで強い持続的な社会」という、良い言葉を使っているというので、持続的な向上だとか、しなやかな形を目指すというような、ちょっと私がこの部分について提案させていただいて申し訳ないですが、発展っていうのは現状にそぐわないのではないかなと思って、ちょっと変更の提案をさせていただきます。あと、もう一つだけ、40ページの、復興活動いうのもまた柱というか、施策の最後に4章の最後ですね、ページでいうと40ページになるんですけども、復興活動って何だろうということもあったので、長いのを普通だと復興の取組って書くところやっばりちょっと一行に収めたくて短くされてるのかなとか、事情もよくわかるのですが復興活動とか普段言いませんし、よくわからなくなるので、「持続的発展」のところと「復興活動」、これらの用語についてちょっと見直していただけるとありがたいです。

(石井山会長)

ありがとうございます。この前半、基本方針の持続的発展は、何を見据えた形で理解すればよろしいですかね。NPOが持続的発展するのか、社会の持続的発展のためのNPOの役割で議論を検討するのか、そこら辺が明確になれば言葉はできるのかと感じますね。それとやはり中川委員がおっしゃられたように、この間の会議の中では、寿命が尽きたNPOがどう解散していくのかということも実は非常に大事な課題であるということが確かに話題になっておりまして、そういったことをどのように計画の中に入れ込んでいくのかということも課題として残っていますね。ありがとうございます。では

今出していただいたような形で、他の委員の方にも一通り御意見を頂きたいのですが、如何でしょうか。では青木委員どうぞ。

(青木委員)

ご説明ありがとうございました。これまでの御意見の集約と修正などまとめていただきましてありがとうございます。整ってきた部分でいくつか、文言の重複の部分ですとか、意味といったところを読み直した時に確認させていただきたいことがございます。

資料3の7ページですが、第2章第2節の「復興期間終了後」とあります。これは確認ですが、これは県の計画の復興期間終了後という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

復興創生期間を指しております。

(青木委員)

今回、用語や図を各ページに入れられたとのことですが、9ページには、円グラフで平成25年と平成30年の二つあります。比較する場合に横のグラフで割合が上下で見やすくするパターンもあるのかなと思いました。報告書の内容をそのまま表記されているのであればそれまでなのかもしれませんが、見やすさという点もご配慮いただければと思います。

次に34ページの第4章第1節の※のところ用語の解説があります。※11のファンドレイザーの用語解説のところ「企業等をつなぐパイプライン的な人」とありますが「つなぐ人」でよろしいのではないかと思います。

それから37ページの第2節の③のところ。「NPO支援施設が未設置地域に対する設置促進の働きかけ」とあります。全市町に必ずしもNPO支援施設が設置されなければならないのかというと、市町の状況や、活動している団体状況もあるかと思います。ハード面の整備が必ずしも支援施策として、重要になるかどうかと思います。例えば、支援機能の充実に向けて働きかけをする、というような視点があっても良いのではないかと思います。ハード面については、施設設置というよりは、市町でコワーキングスペースですとか、空きスペースの利活用の観点から、様々あるとは思いますが。

また、先ほどのソーシャルセクターの話ですが、市民セクターという言葉があったのでどちらかに統一されるのだろうと思って伺っておりました。

前に戻ってしまって申し訳ないのですが、8ページの第2章第2節の下にある4行の追加のところです。3行目の、「地域や被災者個人の課題がある」と、被災者の個別の課題が多様化しているというような表現では如何かなと思いました。被災者個人のというと、個人に属してしまいすぎるのではないかと。捉え方だと思いますけども、以上です。

(石井山会長)

ありがとうございました。多彩に御意見いただきましたが、NPO支援センターの問題以外は、文言上であったりとか、ニュアンスであったりとか、そういうところで、さらに工夫ということだと思いますので即座に活かしていけるかと思いますので事務局に検討していただきたいと思います。しかしこのNPO支援施設云々ということに関しては、どのような姿勢で市町村と向き合っていくのかということで結構大きな問題かと思いますので引き続きの検討課題ということになるでしょうか。ありがとうございます。如何でしょうか。

(事務局)

西出委員から、代読をお願いされておりました、資料2の4ページ、プロボノの脚注についてのコメントということです。

「各分野での専門家が」とありますが、必ずしも専門家じゃなくても、自らの経験や知識スキルを活かして、の方がハードルを下げ、幅広い層の参加が促進されるかもしれません。本来の弁護士や会計士などの専門家だけでなく、企業や行政の方も関わるという意味に広がっていると思います。ということでした。

(石井山会長)

なるほど、ありがとうございます。これもすぐに活かせる御提案かと思えます。如何でしょうか、御意見を沢山頂きたいと思えます。

(高浦委員)

先ほどとは全く別のところなのですが、五十嵐委員にですね、ぜひコメントいただきたいなと思ってる箇所、32ページから33ページにかけてのICTの定義、※8という用語説明の箇所で、ICTがITとどう違うかって33ページの上のところなんです。この書きぶりですと、コミュニケーションってところが強調されてない気がしてですね。ITはテクノロジー志向な言葉だけでも、ICTはやはりそこに参画する主体間の意思疎通ってことがより重視されるってところもちよつと強調いただいた方がいいんじゃないかなと思うのですが。五十嵐さん如何でしょうか。

(五十嵐委員)

御意見ありがとうございます。おっしゃる通りですね、一応横文字でコミュニケーションを書いているんですけども相互にやりとりしていくということをより重視した方が良いと思うので、この部分については後ほど事務局さんの方にこんな文言で如何かということ御提案させていただきたいと思えます。

(石井山会長)

ありがとうございます。より精緻な言葉を御提案いただきながらということで。はい、如何でしょうか。皆さんの御意見がまとまるまで時間がかかるようでしたら、僕の方から、一点ないし二点、個人的な意見をお話させていただきます。

第3章の冒頭で基本計画の見直しと基本理念というところがあるのですが、資料3の27ページになります。ここの部分は、第2章の冒頭、課題をどう見るかというところの対応で、大きく整理をしておししていただいているところなんです。その2のところ、「みやぎNPOプラザの機能の再検討」という項目がございます。この項目は個人的には極めて重要だと思っております、つまり、現在県が公共施設の再編の大きな計画を美術館等も含めて持っているということですね。その中にこのプラザも入っているということを本促進委員会がどのように受け取るのかということが出てきているのではないかと。我々としては特にその計画自体に対して物言いをするという事はしていないんですけれども、ただ委員からの意見、僕も話をしましたが、その公共施設再編計画によって今後のNPO支援のやり方が縛られているようでは意味がないのではないかと考えております。そのことに関わって、実はこちらの文案をちょっと考えていたところがあったんです。どういう文案にしていたかと言いますと、最後の辺りについて、人口減少と地域の持続可能性が危ぶまれる郡部における市民活動支援のニーズ

が現在高まりを見せているわけですね。そうした中で県下全体でのNPO活動促進に資するためには、拠点を都市部1箇所限定させないかたちでの、今後の県としてのNPO活動促進の在り方の再検討が必要になっているのではないかと。そういった文案を事務局にはさせていただいております。まだ、そういったものはこの中に反映はされていないということですが、だから多くの委員の方の御意見と同じように僕の意見も反映されたものも反映されていないものもあるわけですね。ただですね、現在のこの表現のままでは、結局新しく移転するプラザ1箇所に拠点が限定される表現に見えてしまうわけですね。できればそこでだけではないと、今後県の状況を見据えた上では、やはり拠点を分散する、それは県が直接担うということだけではありません。イメージとしては、それこそ市町村と検討していくということだったりとか、各NPO支援施設とかですね、それこそ地域円卓会議等々で議論しながら、それぞれ地域の在り方を考えていくということだと思えるわけですが、そういった未来志向についての発想を封じてしまうようなことはしないんだということをごに入れておくべきじゃないかと思ってるわけですが、如何でしょう。これは事務局にというだけでなく他の委員の皆様がこの件に関して、どのように考えていらっしゃるのか御意見を頂けるととてもありがたいと思っておりますけれども。

(高浦委員)

すみません。取っかかりって感じで、大変重要な御提案かと思えます。宮城県も岩手ほどではないにしろかなり広域的なので、県北県南、1箇所ずつ、真ん中を含めて3箇所ぐらいは、少なくともあった方がいいかなというふうに思うんですが、先ほどもご議論ありましたけども、ハードなものだけをたくさん作るのではなくて、また別の方策もあるでしょうし、そういうことで、例えば「分散化を見据えた」とかですね、そういう表現を入れてもよろしいのかなというふうには思いました。ちょっと曖昧なんですけども。次のステップということで一步踏み出すならば、NPO活動促進に資するための分散化を見据えた新たな中核機能拠点としての機能、そういった一言を付け加えるぐらいは、事務局の方でしていただけるとよろしいかなというふうには思いました。

(石井山会長)

ありがとうございます。良い案だと思って聞いておりました。それでは、青木委員。

(青木委員)

県内の拠点については条例に、中核拠点と地域拠点といった表現が入っていたと思います。始まった当初は、中核が一つですが、現状を考えた時に高浦先生がおっしゃったような、分散を見据えた地域の支援体制の在り方を、検討するタイミングに来ているのではないかと思います。私もこの表現は非常に読み解くのが難しいなと思って、方針が示された、というのは県の再編に関するほうの委員会でも示されたんだと思うわけですが、この流れでいくと、ここでこれを全部受けたようにも見えるのが気になりました。とはいえどのように提案するといいいのか、私の中で整理ができていないのですが、御指摘の部分につきましてはここだけに集約されてしまうようなのは避けていただきたいと思っております。

(石井山会長)

なるほど、ありがとうございます。今、高浦委員、青木委員の2人から比較的僕のこの提案に対して、共感していただくような御意見をいただけたかなと思っておりますが、皆様、どうでしょうか。ここはかなり

大事な点だと思imasuので多彩な御意見を頂きたいと思imasu。

(渡邊委員)

渡邊です。今ずっと御意見を伺っていて私も共感をするところがありますが、この話し合いの経過を見ていくと、そのハード的な提供、貸室とか、そういったお話しも多分出ていたなあと思っていて、確かにその拠点を、県内に例えば3箇所とか作っていくことも良いことなのかもしれないのですが、まずはそのソフト的なところを、ノウハウであったりとか、あとは法改正であったりとかそういったことに対応できるような構造だったりとかっていう、知識的なところというのでしょうか、そういうところも、例えば事務所みたいな形でもいいと思うんですよね。ハブじゃないんですけど。そういう小さいところから、ポイントを県内に増やしていったって、情報はなかなか届きにくいような、郡部だったりとか、山岳の方だったりというところに、仙台市内とかそういうところに居ても届いていると、同じように、タイムリーに届くようになるような、ポイントみたいなところがあってもいいのかなと思uるので、そういったところを検討する、オンラインも今盛んになってきてますし、そういう考え方でもいいのではないかと。ハード的な貸室とかだけじゃない考え方を柔軟に検討していけないかなあというふうには思いました。

(石井山会長)

ありがとうございます。そういう検討を塞ぎ止めない表現をここではしていくべきかと思uて聞いておりました。その他如何でしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

(中川委員)

仙台以外の立場としては、やはり仙台に一つ置くみたいなのという形ではなくて、やはり分散というのもあるんですけども、そういうことを盛り込んでいただきたい。さっき渡邊委員が言われた、ソフト的ということで、そのネットワーク自体を作っていくと。中核機能拠点と書いてありますが中間支援組織そのものの在り方というのとリンクした在り方というのは、しっかりここで出していくと。本当に支える、NPOの活動促進に資するためのネットワークと拠点っていうのを一体的に作り上げていく必要があるとか、そういうような文言にさせていただけるといいのかなあと思uています。例えば分散してもその情報が入ってこないみたいなことになって、そのガバナンス、例えばNPO法人とその支部の、町の方々がちゃんとその理事としてそこに加盟して、必ず理事として理事会として意思決定するとかそういうふうな、市町の情報が必ず入るようになって組織のガバナンスとしての。それからソーシャルメディアのような形で、こんな勉強会をするよ、法改正でこう変わったとか、今も実務上はそういうふうな、例えばどこかの中間支援組織からこうやって入ってくるじゃなくて、SNSで入ってくるのを見るみたいな、もうそういうふうになってきているので、それが全くなくてハコ置いてっていうのではないことを、今の時代、書いていいし、書かなきゃいけない時期っていうのかなと思uいますので、ここは中核機能と中間支援組織、その両方で一体化して体制を作っていく必要があるっていうのと、ソフト的な情報の繋がりっていうのが、実は私、今週末勉強会をZoomで聴くのですが、そういうソーシャルメディアが入ってきた、自分の勉強になるから聴こう、ということも起きているのでハコありきじゃない書き方をここでしていただければと思uいます。

(石井山会長)

ありがとうございます。それこそ先ほど西出委員から御提案があったような円卓会議ですね、在り

方をみんなで考えるという、そういうプロセスが大事なのではと思いました。ここに書き込める中身というのは、この先どういう拠点の在り方があるのかということまでは無理だと思しますので、ただ、方針として先ほど確認しましたように、上位の計画に塞き止められないような表現にしておくということで、少し考えた方がよいかと思うのですが、どうでしょう。事務局ではどのように受け止めていただけるか。

(事務局)

頂戴いたしました御意見も参考に、もう一度再考して納得いただけるような表現にできるか分かりませんが努力したいと思います。

(石井山会長)

ありがとうございます。はい、よろしく願いいたします。

(五十嵐委員)

オンラインとか、円卓の会議を持つということも非常に良いことだと思っていて、これはもう、こちらの方に反映するほどの話ではなくあくまでコメントなのですけども、聞いていると、できるかどうか分からないからちょっとここに記載は、というような少し後ろ向きの恐々したような姿勢もあるのかなと思ひまして。オンラインとかICT部分だと宮城県や仙台市は一般社団法人の情報系の法人も沢山ありますので、そういったところを御紹介することも可能ですので、オンライン、ICT活用、NPOでどのようにやっていけばよいか、そういった窓口は紹介可能ですから、そこは御心配なさらず、どんどんできると書いていただいて構いません。よろしく願いいたします。

(石井山会長)

ありがとうございます。今、五十嵐委員からお言葉をいただきましたのでもう一つ個人的な意見、同じ場所なんですけれども、第3章の基本的な考え方に、第2章との兼ね合いで6を、29ページになりますが、新型コロナのことを追加しているのですが、この書きぶりでですね、もう少し、市民セクターの優位性を打ち出すってというような形での表現の仕方はできないかと思うんですけどもいかがでしょうか。つまり、僕はどうしても東日本大震災と被せてコロナを考えてしまう癖がどうしてもあるんですけども。震災の時もそうだったわけなんですけれども、極めて大きな人的交流であったりとか、財政の動きであったりとか、そういう市民セクターのポジティブな部分も僕は東日本大震災にはあったと思うんですが。このコロナも非常に窮屈ではあるんですけども、少なくともオンラインという形で、従来とは全然違うパートナーの人たちと物事を起こすってということを、この1年間でかなり経験してきていると思うんです。確かこの会議でもかなり初期に今野委員がそのことを言うてくださったかと思ひます。つまり市民セクターではそういった動きをかなり先んじてきている。その市民セクターの動きを感じて公的セクターが動いていくような形の機運なのではないかというような形で、ですので先ほど今日はソーシャルセクターということで、少しこだわったのは僕はそういう意図もありまして、できればその公的セクターとの対比の中で、市民セクターの優位性をどう生かしていくのかっていうような表現の中で、この計画が描かれていくと良いのではないかと。その格好の場所がこのコロナに関わるところで、大変であるというだけではなくて、これをより前向きに、受け止めるという形で表現しなおしたいなと思っておりますけれども、ここはどうでしょうか。事務局的には、公的セクターが、市民セクターよりも遅れをとっているという表現はあまり行政計画としては書きたくないということ

になりますか。

(事務局)

表現的な部分で、書きづらいというところはありますが、今こちらに書いているような表現では足りないというようなことでしょうか。

(石井山会長)

NPOの固有性とかアドバンテージですよ。それを表現しようと思った時に実はこのところが非常に大事なパートになるのではないかと、こここそが、行政よりも先んじてオンラインを極めて大事に使っていらっしゃるということ表現すると良いのではないかと。

(高浦委員)

NPOが持つ先駆的な役割というところでは、西出委員さんからですね、25ページの、第3節の3のところへ新規に入れていただいた文言かと思うんですが、先駆的創造的な取り組みですね、このあたりもう一度、この29ページでも同じような表現を出されてもいいのかなというふうに思いましたが、一方で、NPOが持つヒューマンサービスとしての側面で、オンラインでもいいんだけどやっぱり対面でいろいろと接してですね。この辺、多分、宗片委員も以前に強調されていたかと思いますが、そういう昔ながらのつながり感、人と人が接するっていう、そこをNPOとして大事にしたいところではないかなと思うと、何でも新しい生活様式に合わせるのが良いのではなく、そこら辺の表現が難しいなと思いました。変えるべきでないところを重視したいという含みが出てくると良いのではと思います。

(石井山会長)

そうですね。これは書きぶりとしては、必ず新しいところに転がっていくということではなくて、両方必要であるということですね。事務局の提案の文章、やはりそこに配慮されて作られた文章だと思うのですが、そこに関わって高浦委員から宗片委員からもという御意見がありましたので。是非。

(宗片副会長)

そうですね。やはり、オンラインだけの支援というのがなかなか難しいという現状っていうのがありまして、私もこれを事前に事務局から見せていただいていたんですけども、やはり対面でのサービスの提供や、その支援に支障をきたすというですね、この辺りが、もう少し書きぶりを変えた方がいいのかなというふうにも思ったりもいたしまして、対面ならではのサービスの提供や支援が難しい状況があるという辺り、ちょっと表現が変わると良いのかもしれないと。支障をきたすという可能性が少し薄れてしまうということも見えてくるので、そういった表現にさせていただくのはどうかと考えておりました。

(石井山会長)

そうですね。市民活動の側でも、すべてがすべてオンラインで頑張るっていうことではなくて、今の状況であるけれども、対面がどこまでできるかっていう模索は十分、公的セクターよりも頑張っているところがあるわけで、そこを表現するっていうことですよ。ありがとうございます。残り時間が大分限られてきておりますので、できるだけ沢山の方に御意見をというように思いますけども。竹下委員

よろしいですか。

(竹下委員)

はい、オンラインについて一言付け加えさせていただければと思うんですが。私自身もコロナによって大分オンラインを活用してるところではあるんですけども、実はですね、ここ最近、ちょっとこういう言い方は大変申し訳ないのですけれども過疎地に行けば行くほどオンライン慣れしてないというか、オンラインがやはりできないので、対面で希望する方っていうのも増えてらっしゃるんですね。なので、こちらがオンラインのやり方をお伝えしても、ちょっと難しいからとか、あとネットの環境があるからっていうこともおっしゃられる方もいらっしゃるんで、必要に応じて、対面もしくはオンラインっていうのはその方の状況に合わせて、やはりNPOでするので市民の方に寄り添いながらっていうのを強調できるような、ちょっとこの文章を変えられては如何かなと思ってお話を聞いておりました。

以上です。

(石井山会長)

そうですね。光回線が未だというような地域も沢山残っていますからね。そういう地域に対する配慮も含めて、ないしはそのような地域は、オンラインに徐々に馴染んでいくっていう、そういったところも含めて、描かれていく必要があると思いますね。ありがとうございます。今日はあとのところで今野委員、田中委員から何かありますでしょうか。

(今野委員)

未だ意見としてなかなかまとまらないので、発言するのはどうかなと思っていたのですけれども、第4章の施策の部分の全体の書き方が何となく気になっておまして、以前に支援する側とされる側みたいな関係に対する違和感みたいなものを、企業の立場からお話をさせていただいたかと思うんですけども。第4章の施策の話になった途端ですね、支援、支援、支援って書いてあって、支援されることがすごく強調されてしまっているなあっていうことが、全体的に気になってますけど、最後に多様な主体とのパートナーシップみたいなところを書いていただいているんですけど、お互いに対等にパートナーシップを、これでいこうとやっぱり、支援されるということが強調されたことが全体に書いてあるってことが、気になっておまして、多分、支援を受けて、主体的にこうしていくとか、NPOの皆さん自身がどうしていくっていうのがきつとあるはずなのに、そこのところがあまり書かれていないことが気になったのですが、前段の施策の前のところに色々書いてあるので、それでいいって言えばいいのかなということちょっと悩んでおりました。

(石井山会長)

とても大事な御指摘をいただいたと思います。僕はこの委員会が長いものですから、その観点からいうと、今回の計画の非常に大きな個性は、相当事務局が頑張って文章を作ってるんですね。これまでどちらかというと促進委員会の委員が、かなり文章の雛形を作るっていうやり方だったんですけども、今回は、力をそもそも持ってらっしゃるメンバーだっていうこともありますけど。事務局が、つまり行政の立場で書いていただいているということなんです。だから確かにいろんな躊躇はありますけども、変えていただいたことは確実に、次なる計画に生かしていただけるだろうって安心感が、どこかで見ているところがあるんですね。ただ、どうしてもやっぱり行政というのは支援が必要なところに対し

てお金がつくってというような話の持って行き方があるということで、どうしても施策の具体を書こうと思うと、いかに支援するのかっていう形で論理を作ってしまうところがありますね。

しかし今日例えば、西出委員に出していただいたような円卓会議、みんなでそういったものを書いてみようってというようなやり方も、一つであるんだってというようなことを入れていただきながら、少しずつやはり支援っていう形だけではない県的な関与、行政的な関与とその言葉を聞いていただくというそういう機会にですね、今野委員の表現がきっかけになればというふうに思いました。

この点どうでしょうか。少し事務局からコメント、今野委員のコメントに対する感想を聞かせていただきましてもいいでしょうか。

(事務局)

実際、計画を作りますと、それに沿って実施するものであります。絵にかいた餅のようになるのはまずいという思いがありますから、実際、実施ができるような、将来が見えるようなことを書きたくなる、絶対無理なことは書きたくないということが正直あるんですね。ですからそこら辺を踏まえながら、ただ、先ほど会長からもありましたが、支援、支援ということは、予算の関係があってですね、なかなかそういうしごらみがあってですね、書き方に苦勞する部分があるのですが、今の意見を踏まえながらうまく計画に載せられればと考えております。

(石井山会長)

ありがとうございます。はい、どうぞ。

(中川委員)

その協働の話と支援の話で、先ほど受けてですね、先ほど円卓会議とか、マルチステークスホルダーのところはプラザのところの広域連携のところを書こうかって、書くならそこだとおっしゃったんですけども、第4章の、基本方針の中に、プラザのところにはNPO支援施設及び中間支援組織への支援強化と書くのか協働体制づくりと書くのか、協働体制づくりとかするのかというふうにして、プラザがやるっていうふうには、もうその1に入れてしまうと、そこありきになってしまうので、県全体で、そうすると支援強化としなくても、協働体制づくりみたいなものにすると、なんかその支援、支援と、私の前回の勉強会でも支援ってどうですかというお話をさせていただいたと思うんですけど、そうするといいのかなと思います。実はちょっと、佐賀県の事例勉強会するんですけど、行政とNPOの協働提案事業ってというのは、年間200件あるというふうなことを聞いてまして。それってどうやったら作れるんだろうってのはやっぱり行政が決めた、支援するから手を挙げてくださいっていう形では多分ない体制が作られてるんだろうなということで、全部の支援を消してくださいとまでは何かお願いすると言いきださなと思うんですけど、ちょっと1箇所か2箇所工夫して、両方が頑張る、NPOも頑張らなければいけないところがあると思うんで、そういうところで工夫をしていただけるとすごくありがたいです。

(石井山会長)

ありがとうございます。佐賀県はかなり協働に関しては、県が頑張ってるっていうふうには考えていいですかね。

(中川委員)

今月の25日に、オンライン講義を石巻の団体にしてもらおうとっていて、ふるさと納税の話とその前提の協働の話ということです。ぜひ共有させていただければと思います。

(石井山会長)

ありがとうございます。

(高浦委員)

中川委員の話を受けてですが、体制づくりという話で、舞台として主役になるのはNPO、或いはその先の市民ということなので、体制づくり或いは環境づくりですね、そういったような表現も、併用いただけると、支援だけが突出しているところが少し和らぐのではないかなと思いました。

(石井山会長)

なるほど、環境づくり、環境醸成ですね。ありがとうございます。田中委員、よろしいでしょうか。

(田中委員)

先ほど石井山会長がおっしゃってありました29ページの6なのですが、やはりここは目を引く項目なのかなと私も思っております。コロナの影響で今後対応何をするのかっていうことが示される場所なんだろうと思うんですけども。最後、行政をはじめとする多様な主体との協働の推進が求められてますっていう括りになってるので、ちょっと違和感があって、というのはこの文言っていうのは、下にもありますけれども、全計画の基本理念の表現になっているものですから、基本計画の見直しの視点で、項目が1から6まであるのにまたちょっと戻っちゃってるっていうようなイメージが拭えないので、こうしたらというものが無かったのでなかなか手を挙げられなかったんですけど、見直していただけたら、会長がおっしゃったように前向きな書きぶりで表現していただけると良いのかなと思いました。

(石井山会長)

パンチが弱いと。ありがとうございます。あと、今日ちょっと環境が厳しいので、西出委員がいくつか大事な御意見を、今、まとめてくださってると思うんですが。社会的包摂の定義について、読み上げていただいてよろしいですか。

(事務局)

代読させていただきます。社会的包摂の定義の中で、資料2の20ページですが、「脱落する」とありますが、この表現に違和感があります。権利が剥奪されている、疎外されている、孤立していると意味が入るかもしれません。そうした立場にある人がというのが、そうした状態の人がということにしてよろしいのではと、西出委員から、このような発言がありました。

(石井山会長)

なるほど、そうですね、これは表現を変えたほうがいいですね。ありがとうございます。見落としがちで小さな文字のところを。そのほか西出委員から追加の御意見はありますでしょうか。

(事務局)

今、質問を投げかけたところですので申し訳ありません。

(五十嵐委員)

対面でなければ、やりとりできないということもとても大事なことで、対面をやりながらICTで支援するという両輪が必要だと思っております。すべてをITで置き換えるとかそういう乱暴なことは決してしないでいいと思っています。ITを活用するという部分について最近デジタルトランスフォーメーション、DXというのが流行っております、この意味を調べていたのですが、ITの浸透が人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させるというのが、DX、デジタルトランスフォーメーションなんですね。ですからそういった支援をして皆で良い方向に進んでいこうというような感じで、ITの活用導入について、少し記載の部分を変えていただければ、柔らかい表現になるのではないかと思います。以上です。

(石井山会長)

なるほど。DXですね。ありがとうございます。

(渡邊委員)

同じ、29ページのコロナのところなんですけど、対面にちょっとこだわって話しているんですが、ここの、対面でのサービスの提供や支援に支障をきたすっていうふうに先ほどお話あったんですけど支援っていろいろな支援、ずっと言ってますけど、質じゃないかなと。クオリティーじゃないかなと。提供するの支援なので、質の向上とかよく言うんですけど。対面ならではの質というのがあって、私もやっている部分なんですけど。そこはやっぱりオンラインではなかなか実現できない方というか、対象の方もいらっしゃるんですね、障害のある方とかそういうことになるんですけど、なので、質というような言葉をちょっと盛り込めないかなと。質に支障を来しているのは、現状としてありますので、そこが対面の一つの良さでもあるとは思いますが。

(石井山会長)

ありがとうございます。意見としてまず受け止めていただいて、御検討いただければというように思います。終わりの時間が近づいてますが、西出委員からも追加のコメントはありますでしょうか。

(事務局)

少し話題が戻ってしまうのですが、分散+デジタルファースト宣言に基づくオンラインでの支援機能の充実を図るということに賛同しているという御意見を頂いております。それとですね、代読させていただきますが、今日はいつも使っているPCの調子が悪く、急遽別のPCを使うことになり御迷惑をおかけしました。多大な御協力、御配慮ありがとうございました、とコメントを頂いております。

(石井山会長)

ありがとうございます。でもこういうことを積み重ねていかないといけないことだと思います。あと個人的な意見を申し上げますと、宮城県の総合計画の最終案が出来上がったということで、その中で極めて大事な柱にされてるのが、人材育成なわけなんですけども、こういった市民セクターを支えてい

く人材をいかに形成していくのかについてということに関して、具体的な施策についてはまだ我々がやっぱり議論が未成熟なんだなというように思うんです。計画の中では32ページあたりが、そこに入ってくると思うんですけども、例えばより基礎教育の子ども達が市民セクターに触れていくっていうことであつたりとか、大学との連携ということを考えていくとかですね。ないしは現実の市民セクターで生きていこうとされてる方々を支えていくとか、そういった人材育成に関してはもう少し、県との計画絡みで、ここを豊かにするっていうことも考えていいのかなって思うように思っています。パブリックコメントも含めて、まだその計画には我々意見を組み込む余地があるというように思っていますので、是非この辺りの具体的な在り方に関しても、皆様方の御意見を引き続き頂きたいと思っております。時間的にはもう来ておりますので、追加の意見は先ほど事務局からありましたように、個別にまたメール等々でお送りしていただくということで、議事1については、一旦ここまでというようにさせていただいてよろしいでしょうか。

議 事 (2)

(石井山会長)

その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。それでは、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

それでは資料4、「宮城県民間非営利活動促進基本計画改定スケジュール(案)」について、ですが、資料4を御覧ください。本日の令和2年度第4回会議を開催させていただきましたが、今後になりますが、11月19日から12月18日までの1ヶ月間、既に県政だよりなどで周知させていただいておりますが、パブリックコメントを実施いたします。そして12月中に議会の方に、常任委員会に中間案を報告し、議会のほうからも意見を頂戴したいと考えております。その後来年1月になりますが、第5回目の会議を開催し、最終案について承認いただきましたら、その後2月の県の定例会に議案として提出し、議会の議決を経た後に公表という流れになっております。そして新年度から新しい計画に基づいて実施していくということになりますのでその点御了解いただければと思います。以上でございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。事務局もこれから大変な作業が待っていると思いますがどうぞよろしくお願いいたします。我々の側もですね、11月、12月それから1月の初旬とは、様々な形で御協力をいただくということになると思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

ということで議事はここで終了ということだと思いますので、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

閉 会

(司会)

石井山会長、誠にありがとうございました。先ほども議事の前をお願いをさせていただいておりましたが、確認の意味も含めてもう一度お願いさせていただきます。本日の会議中、お時間の都合等でお

話いただけなかった点や、基本計画の改定に係る御意見、御質問等、お気づきの点などございましたら、恐れ入りますが12月10日木曜日、12月10日の木曜日までに事務局までにお知らせいただければと思います。また、次回、第5回促進委員会は令和3年1月に開催する予定となっております。日時の詳細等につきましては、委員の皆様と日程調整をさせていただいた上で、事務局より、御連絡をさせていただきたいと存じます。引き続き、本県のNPO活動の促進のため、御指導賜りますようお願い申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和2年度第4回民間非営利活動促進委員会を終了させていただきます。長時間にわたりまして誠にありがとうございました。